

# 「守口市個人情報保護法施行条例（骨子案）」のパブリックコメント実施結果

## 1 募集期間

令和4年10月1日（土）から 令和4年10月31日（月）まで

## 2 募集方法

広報もりぐち令和4年10月1日号及び市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「守口市個人情報保護法施行条例（骨子案）」、「募集要領」、「意見提出用紙」を設置するとともに、市ホームページからもダウンロードを可能とし、持参、郵送、Eメール、FAXにより意見提出を受け付けました。

## 3 募集結果

### (1) 提出方法及び提出件数

提出方法	提出件数
持参	2件
郵送	0件
Eメール	0件
FAX	0件
合計	2件

### (2) 意見の要旨と本市の考え方

意見の要旨	本市の考え方
1. 開示決定等の期限等について	
開示請求を受けた際、現行条例の期限（14日＋60日）であったものが、延長期間30日で問題が生じることは過去の例からしてありませんでしたか。 最大期限を定めるものであれば、余裕期間も含めて、当初の期限14日＋延長期間46日（合計60日）でもいいのではないのでしょうか。但し、できるだけ時間をかけず開示するという前提をもった上ですが。	近年の事例において、開示決定等に当たり30日以上延長期間を要したものは、数件程度ありました。 ただ、対象となる保有個人情報著しく大量である場合などについては、法（令和5年4月1日施行の改正後の個人情報の保護に関する法律をいいます。以下同じです。）において特例で期限をさらに延ばすことができる規定されていますので（法第84条）、開示決定等に係る当初期限を骨子案通り14日以内とすることで、今後市の行う事務に問題が生じるものとは考えていません。

	<p>また、ご提案の延長期間 46 日についてですが、法が規定する最大の延長期間が 30 日であり、法施行条例には法の趣旨に反する規定（法が規定する期間よりも延長する規定）を設けることはできませんので、法施行条例で規定できる延長期間は最大で 30 日となります。</p>
<p>法施行条例には、開示請求権についてのみ書かれているが、同様に重要な権利である訂正請求権・利用停止請求権について触れていないのはなぜか。法第 90 条第 3 項、第 98 条第 3 項によると訂正請求・利用停止請求には開示請求前置主義がとられている。守口市の法施行条例では、現行条例同様に訂正・利用停止請求の場合、開示請求なしに直接的に請求できるのか否か、またその決定等の期限について法施行条例に明記すべきである。</p>	<p>法施行条例に規定していないものについては、法の規定が直接適用されることとなりますので、法と重複する規定は法施行条例には明記していません。</p> <p>本市の法施行条例では、開示請求があった場合の開示決定等の期限についてのみ、法の規定の期限より短縮する規定を設けることから、当該規定を置いています。訂正請求・利用停止請求に係る規定は法の規定通りとすることから、特に規定を置いているものではないものです。</p> <p>また、そのことから、本市においても、訂正請求・利用停止請求を行う場合は、法の規定通り、事前に開示請求をしていただく必要があります。</p>
<p>2. 審査会について</p>	
<p>審査会への諮問事項について、「安全管理事項の基準を定める場合」とありますが、どのようなものが想定されているのですか。</p>	<p>安全管理措置基準には、個人情報の取扱いに係る組織体制、個人情報の管理や廃棄に係るルール、職員への研修計画、情報システムにおける安全の確保、委託先の監督体制、漏えい等が発生した場合の報告体制などに関する細かな事項を定めることを想定しています。</p> <p>そのため、同基準は細則的な規定となることから、条例での規定はなじまないものと考えています。</p>
<p>審査会への諮問事項のうち、②の保有個人情報に係る安全管理措置基準については当初から条例に定めておくべきである。</p>	
<p>審査会は常設ですか。</p>	<p>常設となります。</p>
<p>3. 個人情報ファイル簿以外の帳簿について</p>	
<p>個人情報ファイル簿の外に、法第 69 条（利用及び提供の制限）第 1 項第 2 項の規</p>	<p>法第 75 条第 5 項の規定により、個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表が許</p>

<p>定による利用目的以外の目的のための利用または提供をしようとする保有個人情報について、目的外利用の理由等を記した目的外利用等登録簿を作成し公表することについて定めるべきである。法同条第2項の条文は「相当の理由があるとき」「特別の理由があるとき」といった表現にとどまりその理由があいまいである。</p>	<p>容された趣旨は、法改正前の多くの地方公共団体において条例により個人情報ファイル簿とは別の帳簿（いわゆる個人情報取扱事務登録簿など）が作成されており、そうした地方公共団体が引き続き必要に応じて同様の帳簿の作成・公表を行うことができるよう配慮したものです。</p>
<p>個人情報取り扱い事務を開始するに当たっては、法の目的及び基本理念に基づき、各実施機関は、個人情報を取り扱う事務について目的・記録項目・記録範囲・記録情報の収集方法などを明記した個人情報事務登録簿を作成し公表することについて定めるべきである。要配慮個人情報の収集は現行条例では原則的には禁止されている。法施行条例において、要配慮個人情報がどのような目的のもとに収集され、どの範囲で利用されているのかなどについて市民が知ることができる状態を確保することが必要である。</p>	<p>本市におきましては、現行条例において法が規定する個人情報ファイル簿とほぼ同義のものを作成・公表している一方、それ以外の別の帳簿は特に作成していません。</p> <p>引き続き、法が規定する個人情報ファイル簿の作成・公表を行うことで、実施機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするという法の目的を達成することができます。また、法が求めている対象人数が1,000人未満の場合の個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿の作成・公表を追加で行うことで、現状と同等の保護水準を確保することができるものと考えています。</p> <p>たしかに、法が規定する個人情報ファイル簿に加え、ご提案の目的外利用登録簿や個人情報事務登録簿の作成・公表を独自に行うことで、個人情報の取扱いの透明性がより高まるものとは考えられますが、本市としましては、上述のように、骨子案通りの運用で、法の目的を達成できること、現状と同等の保護水準が確保されていること、新たな帳簿の作成に伴い事務負担が増加することなどを踏まえ、総合的に判断したところ、ご提案の帳簿の作成は不要であると考えています。</p>
<p>4. その他</p>	
<p>現行条例の（取扱いの制限）第7条第2項について、現行条例の収集等をしてはい</p>	<p>現行条例第7条第2項に規定する原則としてその収集を禁止する個人情報（「思想、</p>

<p>けない個人情報については、法に明記されているのですか。法施行条例には規定されないのですか。規定すべきと考えます。</p>	<p>信条及び宗教に関する事項」、「社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項」、「犯罪に関する事項」については、いずれも同種の情報が法に規定する要配慮個人情報に含まれています（法第2条第3項）。</p> <p>要配慮個人情報とは、その取扱いに特に配慮を要する個人情報のことをいい、個人情報ファイル簿への記載や個人情報の漏えい等が発生した場合の取扱いにおいて、通常の個人情報と差別化されますが、収集が禁止されるものではありません。</p> <p>そして、現行条例第7条第2項のように特定の個人情報の収集を原則禁止とする規定は、法の趣旨に反しますので、法施行条例において、そのような規定を設けることはできません。</p>
<p>現行条例（利用及び提供の制限）第10条、（保有特定個人情報の利用の制限）第11条及び（情報提供等記録の利用の制限）第12条について、これらは法施行条例で規定されるのですか。規定すべきと考えます。</p>	<p>いずれの規定も法施行条例では規定しません。</p> <p>利用及び提供の制限に関する現行条例第10条の規定については、法第69条に同種の規定が置かれていますので、同条の規定が直接適用されることとなります。</p> <p>また、現行条例第11条及び第12条の規定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆるマイナンバー法）に係る規定であり、改正後（令和5年4月1日施行）の同法第30条及び第31条に同種の規定が置かれていますので、同条の規定が直接適用されることとなります。</p> <p>以上のとおり、いずれの規定も法律の規定が直接適用されることとなりますので、法律と重複する規定は法施行条例には明記しません。また、法律の趣旨に反する規定を設けることはできませんので、現行条例と法律で差異がある部分について、法施行条例で新たに規定を設けることも許容されていません。</p>

<p>現行条例（オンライン結合による提供） 第 14 条について、これは法施行条例に規定されるのですか。規定すべきと考えます。</p>	<p>法施行条例では規定しません。 法においては、安全管理措置（法第 66 条）や第三者提供の制限等（法第 69 条第 2 項、法第 70 条）に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることとはしていません。 このような法の趣旨から、オンライン結合のみを制限する現行条例第 14 条のような規定を法施行条例において規定することは許容されていません。</p>
<p>現行条例の実施機関に入っているが法の実施機関には入っていない議会の保有する個人情報についてはどう扱うのか。</p>	<p>本市の議会において、議会の保有する個人情報の保護を定めた条例を制定する予定ですので、当該個人情報については、当該条例に基づき、取り扱うこととなります。</p>
<p>個人情報の有用性に関し、行政機関等匿名加工情報の提供に関する一連の手続きについて、法施行条例に明記しておくべきではないか。</p>	<p>行政機関等匿名加工情報の提供に関する一連の手続きについては、法に規定がありますので（法第 5 章第 5 節）、当該規定が直接適用されます。このように、法と重複する規定は、法施行条例には明記しないものです。</p>
<p>死者の個人情報の取扱いはどうするか。</p>	<p>法では、個人情報の定義について、「生存する個人に関する情報」と規定しています。そのため、原則として、死者の情報は法が規定する個人情報には含まれませんが、死者の情報であって、遺族本人の個人情報に該当すると判断された場合には、当該遺族の個人情報として保護の対象となります。</p>
<p>市保有の個人情報について不適切な取扱いがあった場合、市独自の措置はあるのか。</p>	<p>市独自の措置はありません。保有個人情報の取扱いについて不正な行いをした者への罰則規定の適用や、保有個人情報の漏えい等が発生した場合の個人情報保護委員会への報告など、法の規定に基づき適切な措置を行うこととなります。</p>